

管理器材用コンテナの再塗装

仕 様 書

目 次

1. 一般仕様	
1.1 件名	1
1.2 目的	1
1.3 契約範囲	1
1.4 納期	1
1.5 検収条件	1
1.6 保証	1
1.7 提出図書	1
1.8 支給品	2
1.9 適用法規・規格基準	2
1.10 検査員及び監督員	2
1.11 産業財産権等	2
1.12 グリーン購入法の推進	2
1.13 協議	2
1.14 その他	2
2. 技術仕様	
2.1 管理器材用コンテナの運搬	2
2.2 管理器材用コンテナの部品の取外し	2
2.3 管理器材用コンテナの塗装剥がし	2
2.4 管理器材用コンテナの塗装	3
2.5 管理器材用コンテナの重量の測定及び表示	3
2.6 管理器材用コンテナの部品の取付け	3
2.7 梱包及び輸送	3
2.8 検査	3
添付資料	
別添－1 産業財産権特約条項	
別添－2 放射性廃棄物コンテナ製作図	
別添－3 管理器材コンテナ内張り	
別添－4 検査要領及び判定基準	

1. 一般仕様

1.1 件名

管理器材用コンテナの再塗装

1.2 目的

本件は、日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）MOX 燃料技術開発部内で保管している管理器材用コンテナを、各施設の管理区域から発生する大型の放射性固体廃棄物を保管管理するための放射性廃棄物コンテナとして使用するため、再塗装を実施するものである。

1.3 契約範囲

管理器材用コンテナの運搬・・・・・・・・・・・・・・一式
管理器材用コンテナの部品の取外し・・・・・・・・・・・・一式
管理器材用コンテナの塗装剥がし・・・・・・・・・・・・一式
管理器材用コンテナの再塗装・・・・・・・・・・・・一式
管理器材用コンテナの部品の取付け・・・・・・・・・・・・一式

1.4 納期

令和8年3月13日（金）

1.5 検収条件

本仕様書に定める事項を満足するとともに、第2章8項に定める検査の合格並びに第1章7項の提出図書の完納をもって検収とする。

1.6 保証

第2章技術仕様に定める要求を満足していることを保証すること。

1.7 提出図書

提出物名	提出部数	提出時期
(1) 工程表	1 部	契約後速やかに
(2) 検査要領書	1 部	納入時立会検査 1 週間前まで
(3) 受注者検査(塗装後)成績書(塗装証明書 の複写含む) ①構造・外観検査 ②員数検査	1 部	納入時立会検査 5 日前まで
(4) 打合議事録	1 部	打合後 5 日以内
(5) 委任又は下請負届(JAEA 指定様式)※1	1 部	当該作業開始 2 週間前まで

※1：下請負等がある場合に提出すること。

(注意事項)

- ・提出図書については、提出日の記載及び社印捺印のうえ、提出すること。
- ・提出図書の返却を希望する場合は、別途、希望部数を提出すること。

(提出場所)

核燃料サイクル工学研究所 MOX 燃料技術開発部 環境管理課

(委任又は請負届の承認方法)

委任又は下請負届（JAEA 指定様式）については、2 週間以内に JAEA から受注者へ変更請求をしない場合は、自動的に承認したものと見做す。

1.8 支給品

管理器材用コンテナ 20基

1.9 適用法規・規格基準

- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・日本産業規格（JIS）
- ・機構規定、核燃料サイクル工学研究所規定、所基準およびMOX燃料技術部内で制定した規則等
- ・その他受注業務に関し、適用または準用すべき全ての法令、規格、基準等

1.10 検査員及び監督員

検査員

(1) 一般検査 管財担当課長

監督員

(1) JAEA納入時立会検査 MOX燃料技術開発部 環境管理課員

1.11 産業財産権等

産業財産権等の取扱いについては、別添－1「産業財産権特約条項」に定められたとおりとする。

1.12 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.13 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、JAEAと協議のうえ、その決定に従うものとする。

1.14 その他

納品日については、JAEAと協議のうえ、決定すること。

2. 技術仕様

2.1 管理器材用コンテナの運搬

MOX燃料技術開発部内 指定場所、受注者作業場所間の運搬をする。なお、指定場所では車上渡しとする。

数量： 20基

2.2 管理器材用コンテナの部品の取外し

部品（フィルタ、パッキン、ボルト・ナット・平ワッシャー）を取り外し塗装完了まで保管する。なお、部品（内張り）については、取り外し受注者で対応する。別添－2、3参照

数量： 20基分

2.3 管理器材用コンテナの塗装剥がし

管理器材用コンテナの内外面の塗装をジェットブラスト工法（相当工法可）により剥がす。

数量： 20基

2.4 管理器材用コンテナの塗装

塗装： 下塗り 錆止め 1回 内外面

上塗り メラミン樹脂塗料 2回 黄色(2.5 Y8/16 近似) 内外面

マーク： ラッカー塗料 赤紫色(2.5 RP4.5/12 近似)

文字： ラッカー塗料 黒色(N1 近似) 丸ゴシック 表裏2面

「放射性廃棄物」を表裏2面に表示する。

また、塗装年月(例：'26 02)及び受注者記号(例：JAEA)を表裏2面に表示する。

使用した塗料を証明できる書類の複写を受注者検査(塗装後)成績書に添付する。

数量： 20基

2.5 管理器材用コンテナの重量の測定及び表示

管理器材用コンテナ個々の重量を測定し、管理器材用コンテナ個々にテープ等で重量を表示する。

数量： 20基

2.6 管理器材用コンテナの部品の取付け

2.2で取り外した部品(フィルタ、パッキン、ボルト・ナット・平ワッシャー)を取り付ける。

なお、パッキンの接着は容器(フランジ部)と一体化すること。

また、接着については、ボルト穴より外側のみとする。

数量： 20基分

2.7 梱包及び輸送

本件に係る運搬は、すべて受注者の責任で行う。また、受注者は、管理器材用コンテナの梱包について運搬の方法を考慮し、最適な方法を選ぶこと。なお、製品の運搬に使用した梱包材は、受注者の責任で処分すること。

2.8 検査

本コンテナに関する検査は以下の各項目を実施すること。(別添-4参照)

以下の検査を実施するにあたり、事前に検査要領書を作成し提出するものとする。

(1) 受注者検査

① 項目

・構造・外観検査

・員数検査

② 時期

塗装工程終了後、納入時まで

③ 方法

別添-4参照

④ 判定基準

すべての検査に合格すること

⑤ 実施場所

製作工場内

(2) JAEA納入時立会検査

① 項目

・員数検査

・外観検査

② 時期

納入時

- ③ 方法
別添－４参照
- ④ 判定基準
すべての検査に合格すること
- ⑤ 実施場所
納入場所に同じ

以上

産業財産権特約条項

(乙が単独で行った発明等の産業財産権の帰属)

第1条 乙は、本契約に関して、乙が単独でなした発明又は考案(以下「発明等」という。)に対する特許権、実用新案権又は意匠権(以下「特許権等」という。)を取得する場合は、単独で出願できるものとする。ただし、出願するときはあらかじめ出願に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知するものとする。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の譲渡等)

第2条 乙は、乙が前条の特許権等を甲以外の第三者に譲渡又は実施許諾する場合には、本特約条項の各条項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の実施許諾)

第3条 甲は、第1条の発明等に対する特許権等は無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の帰属及び管理)

第4条 甲及び乙は、本契約に関して共同でなした発明等に対する特許権等を取得する場合は、共同出願契約を締結し、共同で出願するものとし、出願のための費用は、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の実施)

第5条 甲は、共同で行った発明等を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が前項の発明等について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、第1条及び第4条の発明等の内容を出願により内容が公開される日まで他に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ書面により出願を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第7条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、その第三者に対して、本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

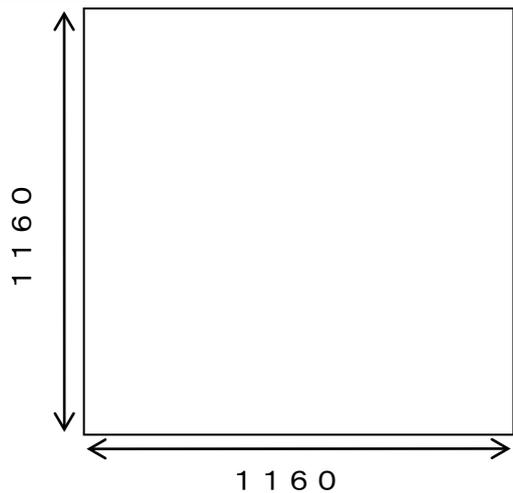
2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

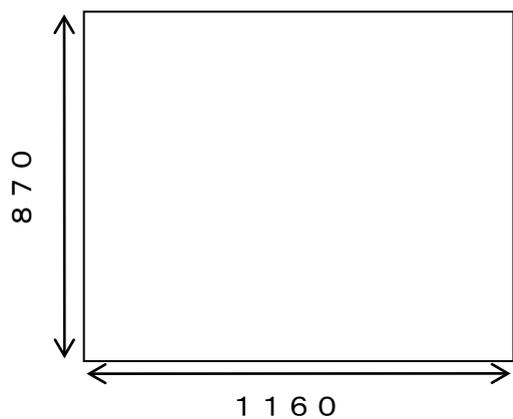
第8条 第1条及び第4条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

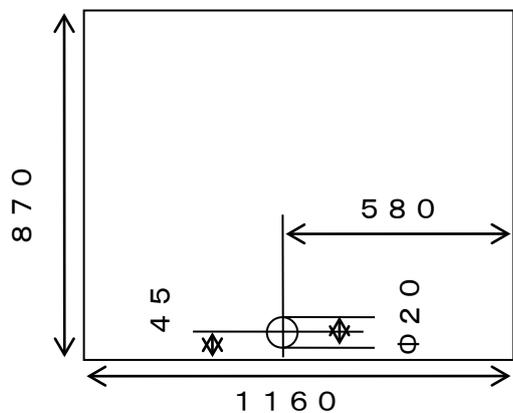
第9条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該特許権等の消滅する日までとする。



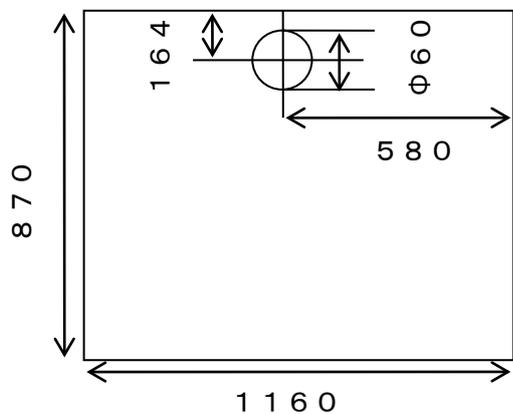
① 底板用 t 1.0 × 1160 × 1160 (mm)
1枚/基(計 20枚)



② 側板用 t 1.0 × 1160 × 870 (mm)
2枚/基(計 40枚)



③ 側板用 t 1.0 × 1160 × 870 (mm)
盲栓部加工品
1枚/基(計 20枚)



④ 側板用 t 1.0 × 1160 × 870 (mm)
フィルタ部加工品
1枚/基(計 20枚)

検査要領及び判定基準

1) 受注者検査

	検査要領	判定基準
(1) 構造・外観検査	<p>取り外した部品の取付け及び塗料の塗装が仕様のとおりであることを確認する。なお、塗料については、塗料証明書等(複写可)を参照すること。</p> <p>また、以下について確認する。</p> <p>① 塗装、表示の剥がれ、錆及び使用上有害な傷、歪み等がない。</p> <p>② 塗装面に塗りが残し、塗り斑がない。</p> <p>③ RIマーク、文字等の記入漏れ及び誤記入がない。</p> <p>④ コンテナの重量の表示漏れ及び誤表示がない。</p> <p>⑤ 使用した塗料が仕様のとおりである。</p>	<p>使用上有害な傷、歪み等がないこと。</p>
(2) 員数検査	<p>員数が仕様のとおりであることを確認する。</p>	<p>20基であること。</p>

2) JAEA納入時立会検査

	検査要領	判定基準
(1) 員数検査	<p>員数が仕様のとおりであることを確認する。</p>	<p>20基であること。</p>
(2) 外観検査	<p>塗装、表示の剥がれ、錆及び使用上有害な傷、歪み等がないことを確認する。</p>	<p>使用上有害な傷、歪み等がないこと。</p>